

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 32
2025 年 7 月

2025 年 7 月 11 日（金）14 時より、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第 15 回口頭弁論が行われました。傍聴に訪れた人は 15 名ほどでした。原告の意見陳述が行われなかったこともあり、この日は短い時間で終わりましたが、弁護団は次の内容の書面を提出しています。

■東京電力への反論―被害者救済の拠り所は司法判断

第 14 回口頭弁論で東京電力から、原告に支払われる賠償額算定は「中間指針第 5 次追補に準ずるべき」といった主張が出されたことに対し、弁護団は「中間指針は、未だ被害者に対する十分な賠償に向けた指針にはなっているとは言い難く、とりわけ避難指示区域外に対する賠償は不十分」と反論しました。

中間指針第 5 次追補は、2022（R.4）年 3 月の最高裁判所判決により、7 つの集団訴訟における東京電力の損害賠償額が確定したことを受け、これまでの指針では足りない部分を補うために見直し、作成されたものです。つまり、裁判所の判断が中間指針に反映されたのであって、裁判所判断は中間指針に追随してきてはいない、ということになります。東京電力は「でも、最高裁判所の判断は最終判断」と言いたいかもしれませんが、最高裁判決はこの北海道訴訟に対する判決ではありません。この訴訟にはこの訴訟独自の主張と証拠があります。弁護団が提出した書面の結びにはこう書かれていました。

中間指針第 5 次追補が、裁判所による判決を受けて補充、改定されたものであるように、被害者救済の最後の拠り所は、裁判所による司法判断である。したがって、控訴人らとしては、裁判所が、中間指針という行政上のガイドラインに安易に追随するのではなく、本訴訟における主張、証拠に表われている控訴人らの被害実態を正面から受け止め、被害者の実効的な救済に資するような判断を行うように望む次第である。

■今後の進行

控訴審は終盤となり、結審に向けてさまざまな事務手続きが必要になっているようです。控訴審は 2020（R.2）年 12 月にはじまりました。それから 5 年近くが経ち、たとえば転居や改名など、控訴当初から状況が変わった方々の変更手続きが必要になります。また、東京電力からは既払金額の確認があります。既払金額というのは、東京電力への直接請求によりすでに支払われている賠償金のことで、今年の 9 月 30 日までに支払った金額での確認になるようです。

前号で、原告の中に亡くなられた方がおられ、その方に相続人がいないことから、今後の手続きについて協議が必要になったことをお伝えしていましたが、裁判所と弁護団と国・東電で協議し、弁護団からその方の特別代理人を立てることで、他の原告の方々とともにこの裁判が終わるまで続ける、ということになったそうです。集団訴訟の場合、裁判を分離することもある、と聞いていたので安堵しました。その方に「一緒に判決を受けられる」と報告できて、弁護団の方々もほっとしたのではないかと思います。

■今後の予定

いつもは、次回の予定だけ決められていましたが、今回は次々回の予定も決まりました。場所はいずれも、札幌高等裁判所 8 階 802 号法廷です。

次回 **第 16 回口頭弁論期日：9 月 26 日（金）14 時開廷**

次々回 **第 17 回口頭弁論期日：来年 1 月 28 日（水）14 時開廷**

おそらく次々回、来年 1 月に結審の日程が決まり、結審で判決日程が伝えられると思います。第一審では、結審から半年後の判決でした。同じスケジュール感で考えると、この後の結審が 3 月～4 月ごろ、判決がそこから半年後、来年の 9 月～10 月ごろでしょうか。あと、1 年ですね。これから先、ひとりでも多くの方と、傍聴席でお会いできることを願っています。

傍聴人 金榮知子